

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年十二月十五日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一七―〇―一三五

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表文部科学省の部内部部局の項中「国際調整企画官 教員免許企画室長」を「教員免許企画室長 国際調整企画官」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「米麦流通加工対策室長」を「米麦流通加工対策室長 米麦品質保証室長」に、「畜産技術室長」を「畜産技術室長 家畜遺伝資源管理保護室長」に改める。

別表気象庁の部内部部局の項中「次長」を「次長 気象防災監」に、「航空気象管理官 環境気象管理官」を「国際・航空気象管理官」に、「気象ビジネス支援企画室長 気象防災情報調整室長 気象防災推進室

長 航空予報室長」を「地域防災企画室長 技術開発推進室長 国際室長 航空気象管理室長 情報技術推進室長 気象ビジネス支援企画室長」に、「情報管理室長 観測システム運用室長 航空気象観測整備運用室長 地震津波防災対策室長」を「観測船運用管理官 航空予報室長 気象監視・警報センター所長 海洋気象情報室長」に改め、「火山防災情報調整室長 火山監視・警報センター所長」を削り、「観測船運用管理官 海洋気象情報室長」を「地震津波防災推進室長 地震津波監視・警報センター所長 火山防災推進室長 火山監視・警報センター所長」に改め、「航空気象管理官、環境気象管理官」を削り、「航空予報室長」を「国際室長、航空気象管理室長、情報技術推進室長」に、「情報管理室長、観測システム運用室長、航空気象観測整備運用室長、地震津波防災対策室長」を「航空予報室長、気象監視・警報センター所長」に改め、「気象測器検定試験センター所長」を削る。

別表備考第一項中「令和二年八月三十一日」を「令和二年十一月三十日」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。